

「今日から始める！ライフプラン」

【追 補】

■雇用保険の基本手当の賃金日額等の変更(令和3年8月)

(52頁)基本手当の額の計算式の注意書き※が次のように変わりました。

※基本手当日額には上限があり、45～59歳は8,265円、60～64歳は7,096円です。(令和3年8月～令和4年7月の額)

(53頁)図表1が次のように変わりました。

●図表1●賃金日額に応じた率 (令和3年8月から令和4年7月まで)

賃金日額	<u>2,577円以上</u>	<u>4,970円以上</u>	<u>11,000円超</u>	<u>12,240円超</u>
	<u>4,970円未満</u>	<u>11,000円以下</u>	<u>12,240円以下</u>	
60歳未満	80%	80～50%		50%
60歳以上65歳未満		80～45%	45%	

注：賃金日額には上限があり、45～59歳は16,530円、60～64歳は15,770円です。

■雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額の変更(令和3年8月)

(55頁)高年齢雇用継続給付を受ける条件と注意書き*が次のように変わりました。

高年齢雇用継続基本給付金を受ける条件

- ・60歳到達時点の賃金と比べて75%未満かつ360,584円*未満の賃金で就労している。

高年齢再就職給付金を受ける条件

- ・基本手当の給付残日数が100日以上ある。
- ・再就職先の賃金額が、基本手当のもとになった賃金額に比べて75%未満かつ360,584円*未満である。

*令和3年8月～令和4年7月の額。

■75歳以上の医療費の自己負担の変更

(68頁)①療養の給付の一部負担金の注意書き*が次のように変わりました。

*令和4年10月～令和5年3月の政令で定める日から、一定以上の所得のある人の負担割合が2割となります。

■健康保険組合の任意継続被保険者の保険料の改正

(71頁)●図表4の注意書き*1に次のように追記します。

なお、令和4年1月から、健康保険組合では、退職時の標準報酬月額のほうが高い場合にはその額となる場合があります。

■高額介護サービス費の自己負担限度額の変更

(76頁)利用者の自己負担の注意書き*2が次のように変わりました。

*2 令和3年8月から、現役並み所得世帯の自己負担限度額が細分化され、課税所得690万円以上:140,100円、同380万円以上690万円未満:93,000円、同380万円未満:44,400円となります。